事務の流れ

事前相談(必要に応じて)

事業計画書提出 (申請者→県)

令和7年12月19日まで

書類審査 (県)

事業承認・内示 (県→申請者)

交付申請 (申請者→県)

交付決定 (県→申請者)

事業着手(申請者)(※1)

- ・建て方(上棟)
- ・コーディネート業務 完了

現地確認(※2) (県→申請者)

実績報告書提出 (申請者→県)

補助金検査(※3) (県→申請者)

額の確定・補助金の交付

※1 事業着手とは

- ・工事施工者等が木材を発注
- ・コーディネート業務を開始 することを言います

いずれも 令和8年2月28日まで

※2 原則現地で構造材の建て 方の現地確認を行います 内装工事等着手前に前もって 日程調整をお願いします

令和8年3月15日まで

※3 このときまでに、補助対象経費の支払が完了し、補助金検査時に請求書、領収書により支払いを証することが必要です